

国民年金死亡一時金支給決定決議書・決定伺

起案年月日	決議年月日	事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グ ル ー プ 長 課 長	担当者
平成 年 月 日	平成 年 月 日				

下記のとおり裁定してよろしいか。また決裁後は通知書を送付してよろしいか。

被保険者期間			月	支給決定額
第1号被保険者期間の保険料納付状況	納付済 期 間	定額納付月数	月	
		4分の1免除月数	(× 3/4) 月	
		半額免除月数	(× 1/2) 月	
		4分の3免除月数	(× 1/4) 月	
	付加納付月数		月	
	免除月数		月	
却下事由			円	

国民年金死亡一時金請求書

死亡者	個人番号(または基礎年金番号)		(フリガナ)						
			氏名						
	基礎年金番号以外の年金手帳番号								
			生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日					
			死亡年月日	平成 年 月 日					
請求者	住所								
	(フリガナ)		生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日	死亡者との続柄				
	氏名								
住所	〒	電話番号 () -							
年金受取機関		(フリガナ)							
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)		口座名義人氏名							
2. ゆうちょ銀行 (郵便局)									
年金送金先	金融機関	☆金融機関コード	支店コード	(フリガナ)	銀行 信 農 信 漁 協	(フリガナ)	本店 出張所 支所	預金種別	口座番号(左詰めで記入)
		◆	◆					1. 普通 2. 当座	
	ゆうちょ銀行	貯金通帳の口座番号				☆ 金融機関またはゆうちょ銀行の証明			
		記 号(左詰めで記入)		番 号(右詰めで記入)		請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることを確認してください。 ※貯蓄口座は振込できません			
						印			
支払局コード		0 1 0 1 6 0		※口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。					

先順位者の有無	死亡の当時、死亡者と生計を同じくしていた人がいましたか。					
	配偶者 有・無	子 有・無	父母 有・無	孫 有・無	祖父母 有・無	兄弟姉妹 有・無
他の同順位者	氏 名	性別	続柄	生年月日	住所	請求の有無
		男・女		・ ・		有・無
		男・女		・ ・		有・無
寡婦年金との調整	ア. 寡婦年金を受けることができるが死亡一時金を選択する。 イ. 寡婦年金を受けることができない。					

平成 年 月 日

年金事務所長あて

二次元
コード



注 意

1. 死亡一時金を受けることができる人の順位は、死亡者の死亡当時、その人と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順です。自分より先順位の人がある場合は、死亡一時金を受けることはできません。
2. 「先順位者の有無」の欄は、自分より先順位の人の欄だけについて該当するものを○で囲んでください。
3. 「他の同順位者」の欄は、同順位の人がある時に、その同順位者について記入してください。
「請求の有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
4. 「寡婦年金との調整」の欄は、該当する場合ア・イのいずれかを○で囲んでください。
5. この請求書には、次の書類を添えてご提出ください。ただし、これらの書類の一通でほかのことも明らかにする事ができる場合は、同じ書類を添える必要はありません。
 - ア、 死亡者の年金手帳
 - イ、 死亡者の死亡日を明らかにすることができる戸籍の抄本、謄本または住民票
 - ウ、 死亡者の死亡の当時におけるその人と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本または抄本
 - エ、 死亡者の死亡の当時、請求者が死亡者と生計を同じくしていたことを明らかにする事ができる書類（住民票等）
6. 金融機関またはゆうちょ銀行（または郵便局）の証明を受けてください。
なお、窓口へ直接預金通帳を持参される方や預金通帳のコピー（金融機関名、支店（支所）名、口座名義人（カナ）、口座番号が記載されている面）を添付される方は、金融機関の証明は必要ありません。
7. この請求書は、市区町村役場国民年金担当係へ提出してください。
8. 死亡一時金の請求は、死亡日から2年以内に行ってください。
ただし、年金記録が訂正されたことにより死亡一時金の決定に必要な期間を満たしたときは、死亡日から2年以上経過していても請求できる場合がありますので、年金事務所にご相談ください。